

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート! ~

7 月号 Vol.135

今月の SMILE

下半期に入りました

まいど おおきに!

最近公表された『2025 年中国ブルーカラー就業者就業研究報告』によると、中国のフレキシブル就業者数は今年、重要な転換点を超えて 3 億 2,000 万人に達し、就業市場の重要な支柱になる見通しであると報じられました。2025 年末時点の中国の総就業者数を 7 億 2,500 万人とすると、実に就業者の 44% 超がフレキシブル就業という形態で働いていることになります。この報告書は、中国新就業形態研究センター(首都経済貿易大学と中国就業促進会が共同設立)が発表したもので、28,450 件の有効サンプルを基に、ビッグデータ分析、階層別アンケート調査および現地調査を通じて、中国のブルーカラー層の就業実態を体系的に整理したものです。

ところで、この「フレキシブル就業(灵活就业)」という言葉には、日本でいう非正規雇用やギグワークよりも広い意味があります。法律上の厳密な定義があるわけではありませんが、一般的には標準的な労働契約に基づくフルタイム雇用以外の就業形態を指します。中国国家統計局や人力資源社会保障部(人社部)の実務上の分類では、個人商店経営者やネットショップ運営者などの個人事業主、自営業者、フリーランスの専門職、フードデリバリー配達員や配車サービス運転手、ライブコマース配信者などのプラットフォーム就業者、さらにはパートタイマーや季節労働者、人材派遣社員なども含まれます。近年、中国政府はこれらを「新就業形態(新就业形态)」として位置付けています。特にプラットフォーム就業者は、企業との間に通常の労働契約があるわけでもなく、完全な個人事業主とも言い切れない中間的な立場にあり、社会保険や労災補償の整備が大きな政策課題となっています。

今回の報告書で示された 3.2 億人という数字には、個人事業主、零細商店経営者、フリーランス、配達員、配車ドライバー、ライブ配信者、パートタイマーなどが広く含まれていると考えられています。そのため、日本でイメージされる「ギグワーカー」の人数とは比較にならない規模であり、「国有企業や民営企業の正社員以外の就業者の相当部分を包含する概念」と理解した方が実態に近いように思います。

しかし、この数字が示しているのは単なる雇用統計ではありません。中国経済が製造業中心からサービス業中心へ、さらにプラットフォーム経済へと移行する中で、労働市場の重心が「終身雇用型の従業員」から「案件・サービス提供型の労働者」へと移りつつあることを表しているとも言えるでしょう。その意味で、この 3.2 億人という数字は、中国の社会保険制度、個人所得税制度、さらには労働法制の今後を考える上でも重要な指標であり、中国ビジネスに携わる者として引き続き注視していきたいと思えます。

7 月はいよいよワールドカップが盛り上がりを見せる季節です。早起きの日が続く方も多いかと思いますが、今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう。

国家統計が6月に公表した内容によれば、5月、住民消費市場の運営は全体として平穏であり、住民消費価格指数(CPI)は前月比で0.1%低下し、前年同月比では1.2%上昇した。食品およびエネルギー価格を除いたコアCPIは、前年同月比で1.1%上昇した。

国内の一部業界における需要増加、および国際的な大口商品(コモディティ)価格の変動が波及したことなどの影響を受け、工業生産者出荷価格指数(PPI)は、前月比0.5%上昇し、前年同月比では3.9%上昇した。

一、CPI は全体として安定

前月比で見ると、全国のCPIは0.1%低下した。前月は0.3%上昇であり、主としてエネルギーおよびサービス価格の変動の影響を受けたものである。国際原油価格の波及影響を受け、国内ガソリン価格は前月の12.6%上昇から0.3%下落へ転じた。これによりエネルギー価格全体も前月の5.7%上昇から0.1%下落へ転じ、CPI前月比への影響は、前月の0.39ポイント押し上げから0.01ポイント押し下げへ転じた。

「五一(労働節)」連休後の外出需要が季節的に低下した影響を受け、サービス価格は前月の0.5%上昇から0.1%下落へ転じた。CPI前月比への影響は、前月の0.22ポイント押し上げから0.03ポイント押し下げへ転じた。このうち、交通機関レンタル料金および航空券価格は、それぞれ前月の8.6%上昇、29.2%上昇から、6.8%下落、6.3%下落へ転じ、合わせてCPI前月比を約0.04ポイント押し下げた。

夏物衣料の新製品投入が衣料品価格を0.6%押し上げた。また、AI関連需要の旺盛さが携帯電話機およびタブレット端末価格をそれぞれ1.6%、1.1%押し上げた。以上3項目を合わせると、CPI前月比を約0.05ポイント押し上げた。

食品価格は0.4%下落した。下落幅は前月より1.2ポイント縮小し、CPI前月比を約0.07ポイント押し下げた。食品のうち、旬の野菜が大量に市場へ出回ったことから、生鮮野菜価格は3.6%下落し、CPI前月比を約0.06ポイント押し下げた。豚肉は供給が十分であったため、価格は1.6%下落した。下落幅は前月より4.1ポイント縮小し、CPI前月比を約0.03ポイント押し下げた。一時的な供給不足に加え、夏季の高温による産卵率の低下、および端午節前の集中的な在庫積み増しなどの要因が重なった影響により、鶏卵価格は6.1%上昇し、CPI前月比を約0.03ポイント押し上げた。

前年同月比で見ると、全国のCPIは1.2%上昇し、上昇幅は前月と同じであった。このうち、工業消費財(食品・サービス以外の消費財)価格は3.9%上昇し、上昇幅は前月より0.4ポイント拡大した。これにより、CPI前年同月比を約1.18ポイント押し上げた。工業消費財のうち、前年同期の比較基準(ベース)が低かった影響を受け、ガソリン価格の上昇率は引き続き拡大して23.5%となり、CPI前年同月比を約0.66ポイント押し上げた。

金製アクセサリ価格の上昇率は引き続き縮小して39.0%となり、CPI前年同月比を約0.17ポイント押し上げた。家庭用器具および衣料品価格は、それぞれ3.4%、1.5%上昇し、合わせてCPI前年同月比を約0.12ポイント押し上げた。

サービス価格は0.8%上昇し、上昇幅は前月より0.1ポイント縮小した。これにより、CPI前年同月比を約0.40ポイント押し上げた。サービスのうち、旅行・移動関連サービス価格は2.8%上昇したが、上昇幅は前月より0.9ポイント縮小した。一方、その他のサービス価格の上昇幅は全体として安定していた。

食品価格は1.7%下落し、下落幅は前月より0.1ポイント拡大した。これにより、CPI前年同月比を約0.30ポイント押し下げた。

食品のうち、豚肉価格は 16.1%下落し、下落幅は前月より 0.9 ポイント拡大した。これにより、CPI 前年同月比を約 0.31 ポイント押し下げた。生鮮果物価格は 2.2%下落し、CPI 前年同月比を約 0.04 ポイント押し下げた。鶏卵、羊肉、牛肉、家禽肉類、水産物および生鮮野菜の価格はいずれも上昇し、その上昇率は 0.6%~8.4%の間であった。これらを合わせて、CPI 前年同月比を約 0.13 ポイント押し上げた。

二、PPI(生産者物価指数)は引き続き上昇

前月比で見ると、全国の PPI は 0.5%上昇し、上昇幅は前月より 1.2 ポイント縮小した。

(一)産業構造の高度化・最適化が、一部業種の価格上昇をもたらした。

製造業の設備更新が引き続き進められたことにより、鉄鋼(黒色金属)の製錬・圧延加工業の価格は前月比 1.2%上昇した。

電動化の進展、人工知能(AI)と各分野との深い融合、コンピューティング能力(算力)需要の増加などが、非鉄金属、電気機械およびコンピューター関連産業の価格上昇を牽引した。

非鉄金属の製錬・圧延加工業の価格は 1.1%上昇した。そのうち、錫の製錬価格および銅の製錬価格は、それぞれ 4.8%、3.1%上昇した。

コンピューター・通信およびその他電子設備製造業の価格は 0.6%上昇した。そのうち、集積回路(IC)のパッケージング・テスト製品および外部記憶装置とその部品の価格は、それぞれ 2.9%、1.9%上昇した。

電気機械および電気設備製造業の価格は 0.5%上昇した。そのうち、光ファイバー製造および電線・ケーブル製造の価格は、それぞれ 8.0%、1.2%上昇した。

(二)季節的な需要増加が、一部業種の価格上昇をもたらした。

「迎峰度夏(夏季の電力需要ピークへの備え)」に伴う石炭備蓄、および発電用以外の石炭需要の増加により、石炭採掘・選炭業の価格は前月比 3.2%上昇した。

5 月に入り気温が徐々に上昇したことにより、家庭用エアコン製造および家庭用冷却電気製品製造の価格は、それぞれ 0.9%、0.3%上昇した。

電力供給価格は 0.4%上昇した。

(三)国際原油価格の変動が国内関連業種へ波及し、価格は上昇から下落へ転じる、あるいは上昇幅が縮小した。

石油採掘価格は、前月の 24.1%上昇から 1.8%下落へ転じた。石油精製製品の製造価格は、19.0%上昇から 0.3%下落へ転じた。

化学原料・化学製品製造業、化学繊維製造業、およびゴム・プラスチック製品製造業の価格は、それぞれ 2.0%、1.5%、1.5%上昇したが、その上昇幅は前月と比べ、それぞれ 6.3 ポイント、4.1 ポイント、0.2 ポイント縮小した。

前年同月比で見ると、全国の PPI は 3.9%上昇し、上昇幅は前月より 1.1 ポイント拡大した。

業種別に見ると、価格が上昇した業種の中では、

非鉄金属鉱石の採掘・選鉱業は、前年同月比 36.5%上昇した。非鉄金属の製錬・圧延加工業は 24.0%上昇した。石炭採掘・選炭業は 10.0%上昇した。電気機械・電気設備製造業は 4.5%上昇した。コンピューター・通信およびその他電子設備製造業は 2.1%上昇した。鉄鋼(黒色金属)の製錬・圧延加工業は 1.0%上昇した。

以上 6 業種を合わせると、PPI 前年同月比を約 2.56 ポイント押し上げ、その押し上げ効果は前月より 0.51 ポイント増加した。

石油・天然ガス採掘業、石油・石炭その他燃料加工業、および化学原料・化学製品製造業は、それぞれ 35.7%、18.4%、12.7%上昇した。これらを合わせると、PPI 前年同月比を約 1.96 ポイント押し上げ、押し上げ効果は前月より 0.46 ポイント増加した。

価格が下落した業種の中では、

非金属鉱物製品製造業は 5.1%下落した。電力・熱供給業は 4.4%下落した。自動車製造業は 2.0%下落した。農副食品加工業は 1.4%下落した。

これらを合わせると、PPI 前年同月比を約 0.75 ポイント押し下げ、その押し下げ効果は前月より 0.01 ポイント増加した。

輸入と輸出

税関統計が 6 月 9 日に公表した内容によると、2026 年 1～5 月の中国の貨物貿易における輸出入総額は 20 兆 6,800 億元であり、前年同期比（以下同じ）15.3%増加した。

このうち、輸出は 11 兆 9,100 億元で、11.8%増加した。輸入は 8 兆 7,700 億元で、20.5%増加した。

5 月単月では、中国の貨物貿易輸出入総額は 4 兆 4,500 億元となり、16.9%増加した。

このうち、輸出は 2 兆 5,900 億元で、13.8%増加した。輸入は 1 兆 8,600 億元で、21.5%増加した。

貿易方式別に見ると

1～5 月、中国の一般貿易による輸出入は 12 兆 4,700 億元であり、8.3%増加した。加工貿易による輸出入は 3 兆 9,500 億元であり、22.9%増加した。保税物流による輸出入は 3 兆 5,900 億元であり、41.8%増加した。

貿易相手別に見ると

1～5 月、中国と ASEAN との貿易総額は 3 兆 5,200 億元であり、16.6%増加した。中国と EU との貿易総額は 2 兆 5,300 億元であり、10.3%増加した。中国と米国との貿易総額は 1 兆 6,100 億元であり、6.6%減少した。同期間において、中国の「一帯一路」共同建設参加国との輸出入総額は 10 兆 5,700 億元であり、13.6%増加した。

貿易主体（企業形態）別に見ると

1～5 月、民営企業の輸出入額は 11 兆 8,100 億元であり、15.5%増加した。外商投資企業（外資系企業）の輸出入額は 6 兆 200 億元であり、15.7%増加した。国有企業の輸出入額は 2 兆 8,100 億元であり、14.0%増加した。

重点品目別に見ると

（一）輸出について

1～5 月、中国の機械・電気製品の輸出額は 7 兆 5,800 億元であり、18.4%増加した。労働集約型製品の輸出額は 1 兆 6,100 億元であり、3.1%減少した。農産品の輸出額は 3,007.9 億元であり、1.6%増加した。

（二）輸入について

1～5 月、わが国の機械・電気製品の輸入額は 3 兆 5,400 億元であり、25.3%増加した。原油の輸入量は 2 億 1,800 万トンであり、4.8%減少した。農産品の輸入額は 6,181.6 億元であり、7.6%増加した。

PPM

国家統計局の 6 月に公表した内容によれば、5 月の製造業購買担当者指数（PMI）は 50.0%となり、前月より 0.3 ポイント低下した。非製造業商務活動指数および総合 PMI 産出指数は、それぞれ 50.1%、50.5%となり、前月よりそれぞれ 0.7 ポイント、0.4 ポイント上昇した。

中国経済の全体的な産出（生産活動）は拡大を維持した。

一、製造業 PMI は臨界点（50）に位置した

5 月の製造業 PMI は 50.0%となり、企業の生産・経営状況は全体として安定を維持した。

（一）企業の生産は拡大を維持した

生産指数は 51.2%となり、臨界点（50）を上回った。製造業企業の生産活動は引き続き拡大を維持した。

新規受注指数は 49.9%となり、市場需要はやや鈍化した。

業種別に見ると、医薬、鉄道・船舶・航空宇宙設備、コンピューター・通信・電子設備などの業種では、生産指数および新規受注指数はいずれも 53.0%を上回り、これらの業種では生産・需要の双方が比較的活発であった。

一方、石油・石炭その他燃料加工、化学繊維・ゴム・プラスチック製品、非金属鉱物製品などの業種では、両指数（生産指数・新規受注指数）が引き続き臨界点を下回り、供給・需要の双方とも依然として不足している状況がみられた。

(二)新たな成長エンジン(新動能)の発展は引き続き好転している

ハイテク製造業および装備製造業の PMI は、それぞれ 52.9%、52.1%となり、前月よりそれぞれ 0.7 ポイント、0.3 ポイント上昇した。いずれも引き続き臨界点(50)を上回った。特に、ハイテク製造業 PMI は 16 か月連続で拡大区間に位置した。

関連業種は良好な増勢を維持し、新たな成長エンジンの牽引作用が引き続き顕在化している。

消費財産業および高エネルギー消費産業の PMI は、それぞれ 49.7%、47.1%となり、前月より 1.0 ポイント、0.8 ポイント低下した。市場の活発度にはやや弱まりがみられた。

(三)大企業 PMI は 51.1%となり、前月より 0.9 ポイント上昇した。

今年に入ってから以来、一貫して拡大区間を維持しており、大企業は良好な生産・経営状況を引き続き維持している。中規模企業および小規模企業の PMI は、それぞれ 48.6%、48.5%となり、景況水準は低下した。

(四)価格指数は高水準で変動した

主要原材料購入価格指数および出荷価格指数は、それぞれ 60.5%、51.9%となり、いずれも前月より 3.2 ポイント低下した。それでもなお最近では比較的高い水準にあり、さらに両指数はいずれも 5 か月連続で拡大区間に位置していることから、製造業市場の価格水準は全体として引き続き上昇している。

業種別に見ると、繊維、化学繊維・ゴム・プラスチック製品、鉄鋼(黒色金属)の製錬・圧延加工などの業種では、両価格指数はいずれも 3 か月連続で 55.0%を上回った。これらの業種では、購入価格・販売価格の全体水準が引き続き上昇している。

二、非製造業商務活動指数は臨界点を上回った

5 月の非製造業商務活動指数は 50.1%となり、前月より 0.7 ポイント上昇した。非製造業の景況水準は回復した。

(一)サービス業商務活動指数は拡大区間へ上昇した

サービス業商務活動指数は 50.3%となり、前月より 0.7 ポイント上昇した。サービス業市場の活発さはやや高まった。

業種別に見ると、鉄道輸送、電気通信・放送テレビ・衛星通信サービス、保険業などの業種では、商務活動指数はいずれも 55.0%を超える比較的高い景況区間にあり、業務総量は比較的速度いペースで増加した。

航空輸送および不動産などの業種では、商務活動指数は臨界点を下回り、関連業種の景況水準は低めであった。市場の見通しから見ると、サービス業業務活動期待指数は 55.4%となり、引き続き比較的高い景況区間に位置した。これは、多くのサービス業企業が、当面の市場発展について全体として楽観的な見通しを持っていることを示している。

(二)建設業商務活動指数はやや回復した

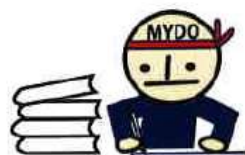
建設業商務活動指数は 48.8%となり、前月より 0.8 ポイント上昇した。景況水準は改善した。

市場の見通しから見ると、建設業業務活動期待指数は 51.5%となり、前月より 1.0 ポイント上昇した。これは、建設業企業の将来の業界発展に対する信頼感がやや回復したことを示している。

三、総合 PMI 産出指数は引き続き拡大した

5 月の総合 PMI 産出指数は 50.5%となり、前月より 0.4 ポイント上昇した。これは、中国企業の生産・経営活動が全体として引き続き拡大を維持していることを示している。

総合 PMI 産出指数を構成する製造業生産指数および非製造業商務活動指数は、それぞれ 51.2%、50.1%であった。



1. はじめに

2026 年 3 月 31 日、国務院は「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定」（以下、「本規定」という）を公布し、即日施行した。本規定は、新たな発展段階に入った中国が、産業チェーン・サプライチェーンの強靱性と安全性を体系的に向上させ、高水準の対外開放を堅持しつつ、質の高い経済発展を推進するための重要な制度について定めている。

近年、地政学的緊張の高まりなどを背景に、各国がサプライチェーンの見直しと自国回帰を加速させている。このような情勢の下、本規定は「総体的国家安全観」に基づき、発展と安全を統合的に計画し、国内外の両面を視野に入れつつ、産業の基盤を強化し、開放型世界経済の構築に積極的に貢献することを目指すものである。国家安全法、対外関係法、反外国制裁法、対外貿易法、及び「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」などの関連法令と相まって、本規定は中国の「経済安全保障」法制の一角をなすものである。とりわけ特徴的な点として、「産業チェーン」という特定の領域に焦点を当て、外国による不当な措置への対応手段を定めていることが挙げられる。これは中国で事業を展開する日系企業の経営戦略及びコンプライアンス体制に多大な影響を与えるものと予想される。

2. 国内産業基盤の強化と協力体制の整備

本規定は、「発展と安全の統一的計画」という基本理念を具体化すべく、国内制度の整備を重視している。第 3 条においては、国務院関係部門と地方政府の責任分担を明らかにするとともに、政策の一体的かつ効率的な実施を確保することが定められる。また、第 7 条においては、国民経済の命脈に関わる重要分野を特定し、動的なリスト管理を通じて、核心的原材料、重要技術、主要設備などの安定供給を図る枠組みが示されている。

また、第 8 条から第 11 条においては、情報共有、リスク監視・評価・早期警戒、実物備蓄と生産能力備蓄の強化、緊急時の資源動員と供給調整という「4 つの柱」からなるリスク管理制度の構築が規定されている。これらは、外部からの衝撃に対する緩衝機能を果たすのみならず、市場の予見可能性を高め、企業の安定的な事業運営を支える制度的基盤となる。

これらの規定内容は、外資系企業を含む中国国内のあらゆる企業に対し、より強固で安定した産業エコシステムと供給ネットワークを提供することを目的としている。具体的には、政府主導の情報共有によって市場の予測可能性が改善されるとともに、戦略的備蓄や緊急時対応計画が外部からの衝撃に対する「レジリエンス」として機能することが期待される。

3. 国際協力の原則と市場秩序維持の措置

本規定は、平等互惠・協力・共栄の国際協力原則を堅持しつつ、公平で公正な国際経済貿易環境を守るための法的手段を整備している。その目的は、国際法及び国際関係の基本原則の下、中国の主権・安全・発展の利益を維持するとともに、国内外の企業の正当な権利・利益を保護することにある。

第 13 条は、中国国内で行われる産業チェーン関連の調査・情報収集活動が中国の法令に違反した場合には、法に基づいて適切に対処することを定めている。これは、企業の商業秘密保護や経済安全保障の確保を目的とした、従来の法執行実務を明文化したものと位置づけられる。

第 14 条と第 15 条は、市場秩序の維持と公平な競争環境の確保に関わる重要な条項である。第 14 条は、外国又は国際機関が国際法に反し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう差別的措置を講じた場合、法に基づく調査と必要な対応措置を実施できると定めており、一方的な保護主義や不当な干渉から国際経済の秩序を守るという趣旨が示されている。また、第 15 条は、

市場経済の基本原則に反し、政治的圧力や非商業的理由により中国企業との正常な取引を不当に中断・制限する行為を規制するものである。特筆すべきは、当該外国組織・個人が実質的に支配する関連組織も対象に含めうる点であり、規制の実効性を確保し、市場秩序の公正を徹底的に守ろうとする姿勢が見受けられる。

第 16 条は、外資系企業を含む中国国内の組織・個人は、第 14 条・15 条に基づく当局の法的措置を実行しなければならないと定めている。この規定には、中国の法域内では中国の法令が最上位の規範であり、あらゆる企業が平等にそれを遵守すべきであるという「法の下での平等」と「法による統治」の原則が体现されている。

4. 日系企業への影響と円滑な事業運営のための対応方針

本規定の施行に伴い、中国市場で活動する日系企業には、法制度の正確な理解とコンプライアンス体制の更なる向上が求められる。

第一に、現地法令と政策に準拠した経営判断が、持続可能な発展の礎となる。本規定が掲げる「発展と安全の統一的計画」及び「高水準の対外開放」の方針は、中国が外資を含む多様な市場主体の役割を引き続き重視していることを示している。企業はこれら政策の意図や背景を深く理解し、経営戦略を構築する必要がある。また、本規定第 7 条に基づき指定される「重要分野」に自社の事業が含まれる場合、関連する報告義務・備蓄義務の有無をあらかじめ確認しておくことが望まれる。

第二に、グローバルとローカルの双方を見据えたコンプライアンス体制の構築が求められる。中国の経済安全保障関連法令に適合させるべく既存の社内規程や手続を調整し、取引先の選定、契約条項の策定、サプライチェーンのデューデリジェンス、取引継続・中断に関する意思決定手続に中国法の要件を反映させることにより、透明性と一貫性を備えた内部統制を構築することが重要である。

第三に、サプライチェーンの強靱性を高めるための高度な管理手法の導入が有効である。本規定が促進する情報共有、リスク監視、備蓄・能力確保、緊急対応の考え方は、企業における適切な運営手法と整合する。可視化の向上、調達先の多角化、在庫と生産能力の最適化を図ることは、規定の趣旨に沿うだけでなく、企業の競争力を底上げする。

第四に、対外要請や非商業的な圧力が関係する事態を想定し、取引の中断・再開に関する社内報告・承認基準、及び意思決定のプロセスを記録する制度を整備することが重要である。あわせて、準拠法・紛争解決、制裁・輸出管理、中国法遵守の各条項の整合を事前に精査することが有益である。特に、本規定第 15 条・第 16 条との関係で、外国制裁の遵守と中国法の遵守が衝突する局面を想定し、取引停止の判断基準や社内報告フローをあらかじめ整備しておくことが重要といえる。

第五に、開かれた対話を通じて相互理解を深めることは、政策の正確な把握と不確実性の低減に役立つ。業界団体や専門家ネットワークの活用、関係当局との建設的な対話を通じて、法令・規範に基づく市場環境を前提に協力の機会を捉え、事業発展とリスク管理の両立を図ることが望まれる。

なお、本規定には独立の罰則条項は置かれていないものの、違反行為は国家安全法や対外貿易法等の関連法令に基づき行政処罰等の対象となる可能性がある。このため、今後の運用細則の制定動向を注視しつつ、予防的な体制の整備を推進することが重要である。

5. おわりに

本規定は、中国が新たな発展段階において産業基盤を強化し、内外の企業が長期的かつ安定的に発展できる環境を整備するための重要な一歩である。その要点は、開放と協力を前提に、安全を確保しつつ公正かつ非差別的な市場秩序を維持することにある。日系企業においては、本規定を深く理解し、それに即したサプライチェーンの最適化を図ることが、中国市場における持続的な成長の鍵となる。

商務部など6部門による出国時税還付に関する措置を発表

出国時税還付措置をさらに最適化し、インバウンド消費の利便性と拡大を図るため、2026年5月12日、商務部、財政部、税務総局など6部門が共同で「出国時税還付措置の更なる最適化とインバウンド消費の拡大に関する通知」(商消費発2026年第74号)を発表しました。具体的な内容は以下の通りです。

一、税還付対象店舗のカバー率の向上。

より多くの条件を満たす店舗に対し、税還付店舗への登録を奨励し、店舗配置を合理的に最適化する。各地において、外国人旅行者が多く集まる主要商業エリア、観光地、市場、出入国拠点を選抜し、重点エリアにおける税還付店舗の基本的なカバーの実現を支援する。

二、小額抜き取り検査制度の実施。

2026年7月1日から、税還付対象売上高1万元以下の還付申請書に対して、一定の割合で無作為に抽出し、実物検査を行うとした。税還付対象売上高1万元以上の還付申請書に対しては、依然として1件ごとに実物検査を行う。

三、「購入時即時還付」サービスの最適化。

「購入時即時還付」サービスをさらに最適化し、「購入時即時還付」の地域間相互承認を推進し、同サービスを利用する外国人旅行者が、異なる地域の出入国拠点で同還付手続きが完了できるようにした。また、各地の「購入時即時還付」における出国期限要件を、一律で28日間に延長する。

四、税還付手続きのペーパーレス化の推進。

2026年7月1日から、税関および代理機構は、税還付申請書、税還付対象物品の販売領収書をオンラインで確認して還付手続きを行うことを認め、税還付手続きの全プロセスのペーパーレス化を実現する。

五、展示会向け税還付サービスプラットフォームの構築。

中国国際輸入博覧会、中国輸出入商品交易会、中国国際消費財博覧会などの主要な展示会における出国時税還付サービス専用エリアを設置し、出展者・来場者の買い物や税還付手続きの利便性を高める。

また本通知では、インバウンド消費環境の最適化や、政策宣伝の強化及び国外でのプロモーションの展開などの措置も挙げられていた。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心610室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com

URL: <http://shmydo.jp/>